

OE Canal Umbrella Trust -
Golub Capital Private Credit
オーイー・キャナル・アンブレラ・トラスト－
ゴラブ・キャピタル・プライベート・クレジット・ファンド

愛称：GCRED

米ドル建 ケイマン籍／契約型／追加型外国投資信託

ファンドは
特化型運用を行います。

分配金に関するお知らせ

平素は、「オーイー・キャナル・アンブレラ・トラストーゴラブ・キャピタル・プライベート・クレジット・ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。
当ファンドは、毎月末の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。これにより、分配宣言日である2026年8月31日において分配金を0.57米ドル（1口当たり、税引前）といたしました。

分配実績

分配宣言日（分配受益者確定日）	分配落ち日	販売会社への支払日*	分配金額
2025年9月30日(火)	2025年10月31日(金)	2025年11月28日(金)	0.51米ドル
2025年10月31日(金)	2025年11月30日(日)	2025年12月30日(火)	0.52米ドル
2025年11月30日(日)	2025年12月31日(水)	2026年1月30日(金)	0.55米ドル
2025年12月31日(水)	2026年1月31日(土)	2026年2月27日(金)	0.57米ドル
2026年1月31日(土)	2026年2月28日(土)	2026年3月31日(火)	0.56米ドル
2026年2月28日(土)	2026年3月31日(火)	2026年4月30日(木)	0.56米ドル
2026年3月31日(火)	2026年4月30日(木)	2026年5月29日(金)	0.59米ドル
2026年4月30日(木)	2026年5月31日(日)	2026年6月30日(火)	0.60米ドル
2026年5月31日(日)	2026年6月30日(火)	2026年7月31日(金)	0.58米ドル
2026年6月30日(火)	2026年7月31日(金)	2026年8月31日(月)	0.59米ドル
2026年7月31日(金)	2026年8月31日(月)	2026年9月30日(水)	0.55米ドル
2026年8月31日(月)	2026年9月30日(水)	2026年10月30日(金)	0.57米ドル

＊販売会社は、原則として着金後速やかに、日本の最終受益者に対して分配金を支払います。
※分配実績は、1口当たりの税引前分配金を表示しています。
※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではなく、また、市場環境の変動等により予告なく変更される場合があります。

※最終ページの「投資信託ご購入の注意」をご確認ください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

商 号 等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

運用実績（1口当たり純資産価格・純資産総額の推移、毎月末の評価日に算出）

単位：米ドル

日付	1口当たり純資産価格	1口当たり純資産価格（分配金再投資）	純資産総額
2025年6月30日	99.99	99.99	288,428,510
2025年7月31日	100.61	100.61	290,212,742
2025年8月31日	101.13	101.13	323,503,228
2025年9月30日	101.59	101.59	350,579,698
2025年10月31日	101.57	102.08	383,298,872
2025年11月30日	101.60	102.63	399,756,769
2025年12月31日	101.63	103.22	404,316,593
2026年1月31日	101.22	103.38	409,823,905
2026年2月28日	99.56	102.26	415,295,212
2026年3月31日	97.89	101.12	413,651,251
2026年4月30日	98.13	101.97	408,711,249
2026年5月31日	98.42	102.90	410,268,827
2026年6月30日	97.99	103.06	409,625,292
2026年7月31日	98.10	103.79	406,518,035
2026年8月31日	98.42	104.71	408,873,631

※ 1口当たり純資産価格は管理報酬等控除後です。1口当たり純資産価格（分配金再投資）は、税引前の分配金を再投資したものとして計算していますので、実際の1口当たり純資産価格とは異なります。

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではなく、また、市場環境の変動等により予告なく変更される場合があります。

運用コメント

2025年は信用ストレスが高まり、ファンド間でのパフォーマンス格差が拡がるなか、投資規律の重要性が改めて認識されました。2026年に入り、プライベート・クレジット市場では新規投資に充当できる資金が希少になっていくなか、市場が貸し手に有利な環境へとシフトする転換点にあると見られます。短期的には市場変動が続く可能性はあるものの、こうした環境の転換により、投資規律を備えた運用会社に魅力的な投資機会がもたらされると考えています。

2026年7月、融資金額は前月比で減少しました。ミドルマーケットにおいては信用力の高い企業向けの与信で貸し手間の競争が高まったものの、大型案件では資金供給が限られ、貸出条件が改善しました。コア・ミドルマーケット*全体の上乗せ金利（スプレッド）は520bpとなりました。貸し手が検討中の案件数は増加している一方、ソフトウエア企業向けの案件数は引き続き低水準で推移しています。

こうした環境下、当ファンドの分配金は1口当たり0.57米ドルとなりました。今後も投資先ファンドからの分配金を原資に安定的な分配を目指してまいります。

＊安定したキャッシュフローを生み出す中堅企業を対象とした融資市場

※ゴラブ・キャピタルの情報をもとにアセットマネジメントOneが作成しています。
※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではなく、また、市場環境の変動等により予告なく変更される場合があります。

ファンドの特色

1 主として、投資先ファンドへの投資を通じて、実質的に米国企業にプライベート・クレジット投資を行い、インカム・ゲインの獲得と長期的な元本の成長をめざします。

- 投資先ファンドは、1940年米国投資会社法に基づき事業開発会社（BDC）として規制を受ける投資会社です。

2 投資先ファンドは、主に米国のミドルマーケットの企業に対するプライベート・クレジット投資を行います。

- 投資先ファンドは、通常の状況下において、総資産（純資産および投資目的の借入金）の少なくとも80%を、直接または間接的にプライベート・クレジット商品*に投資します。
 ＊私募で発行されたかまたは非公開企業が発行した、ローン、社債ならびにその他の信用（クレジット）および関連商品を総称して「プライベート・クレジット商品」といいます。
- 投資先ファンドの運用はゴラブ・キャピタルの関連会社であるGCアドバイザーズLLC（以下「投資先ファンド投資顧問会社」といいます。）が行います。

3 ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、毎月末の評価日に算出されます。

※各評価日の1口当たり純資産価格は、原則として評価日の20投資先ファンド営業日後の日の5ファンド営業日後の日（および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日）の翌国内営業日に公表されます。
※「評価日」とは、毎月の最終暦日および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。
※「投資先ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日もしくはニューヨーク州の銀行機関が法律または行政命令により休業が認められている、または義務付けられているその他の日以外の日をいいます。
※「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、日本およびケイマン諸島の銀行が営業を行っている日（各土曜日、日曜日、聖金曜日および12月24日を除きます。）、および／または投資運用会社との協議の上、随時管理会社が決定する（合理的に可能な場合には事前に代行協会員に通知する）その他の日をいいます。

4 毎月末の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて投資運用会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

5 毎月の評価日の1口当たり純資産価格に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回（3月、6月、9月および12月）の評価日の1口当たり純資産価格に基づき、換金（買戻し）を請求することができます。

※換金（買戻し）には制限があります。後述のお申込みメモ「換金（買戻し）制限」をご参照ください。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会で定める比率（純資産総額の10%）を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
※ファンドは、投資先ファンド投資証券に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資先ファンドの債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※最終ページの「投資信託ご購入の注意」をご確認ください。

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

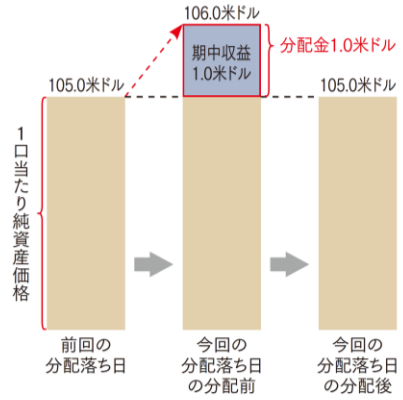


分配金は、分配計算期間中に発生した収益（実現益および未実現益）を超えて支払われる場合があります。その場合、今回の分配落ち日の1口当たり純資産価格は前回の分配落ち日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と1口当たり純資産価格の関係（イメージ）

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

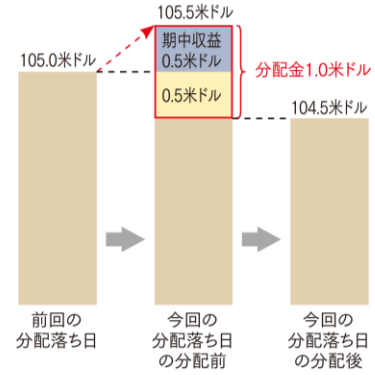
ケースA



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB

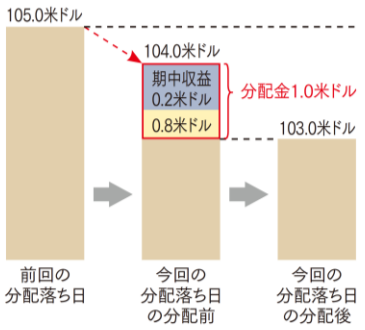
（前回の分配落ち日から1口当たり純資産価格が上昇した場合）



（注）分配計算期間に生じた収益以外から0.5米ドルを取り崩し

ケースC

（前回の分配落ち日から1口当たり純資産価格が下落した場合）



（注）分配計算期間に生じた収益以外から0.8米ドルを取り崩し

上図のそれぞれのケースにおいて、前回の分配落ち日から今回の分配落ち日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

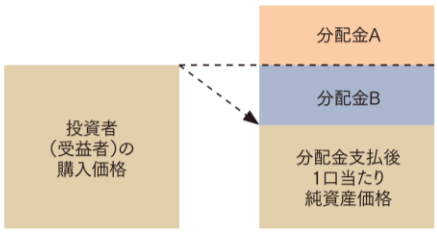
ケースA：分配金受取額1.0米ドル＋今回の分配落ち日と前回の分配落ち日との1口当たり純資産価格の差	0米ドル＝	1.0米ドル
ケースB：分配金受取額1.0米ドル＋今回の分配落ち日と前回の分配落ち日との1口当たり純資産価格の差	▲0.5米ドル＝	0.5米ドル
ケースC：分配金受取額1.0米ドル＋今回の分配落ち日と前回の分配落ち日との1口当たり純資産価格の差	▲2.0米ドル＝	▲1.0米ドル

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

※分配金は、分配方針に基づき支払われます。
上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意ください。

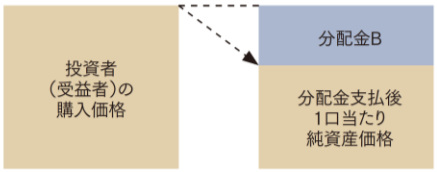
投資者（受益者）のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を上回る部分（分配金A）に加え、下回る部分（分配金B）も分配金として課税対象となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を下回る部分（分配金B）も分配金として課税対象となります。

（注）分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドの投資リスク①

ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により1口当たり純資産価格が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの主なリスク要因は、次のとおりです。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

リスク要因

リスク要因に関する以下の説明は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に網羅することを意図したものではありません。

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期間でファンドの投資目的が成功する保証はありません。投資者は、ファンドの受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識する必要があります。

為替変動リスク

受益証券は米ドル建てです。よって、投資者が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(円を含みます。)(以下「投資者通貨」といいます。)建てで投資を行う場合には、通貨の交換に関して一定のリスクを負うことになります。このリスクには、為替レートが大きく変動(米ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動等)するリスク、および米ドルもしくは投資者通貨を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a)純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、ならびに、(b)支払分配金(あった場合)の投資者通貨相当額は下落します。

信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。
ファンドが間接的に投資するプライベート・クレジット商品は、発行体の財務状況、経済状況の悪化または金利が予想外に上昇した場合、発行体が適切に元利金を支払うことができなくなるリスクがあります。かかる証券には、高いデフォルトリスクが伴い、投資資産の価値に影響を及ぼすことがあります。
発行体に適切なタイミングでの元利金の支払い能力またはその意思がない場合(またはそう考えられる場合)には、ファンドが保有する証券の価格に影響します。ある証券について流動性のある取引市場がない場合、かかる証券の適正価格を設定できないことがあります。

流動性リスク

投資先ファンド投資証券の保有者として、ファンドの流動性および受益証券の買戻しは、投資先ファンドの買戻プログラムおよび投資先ファンドのレベルでの限定的な流動性により悪影響を受けるおそれがあります。
投資先ファンドにおいて、前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の5%を上限とする解約制限が設けられています。上記やその他の理由に基づき、投資先ファンド投資顧問会社の判断により、解約申込みの一部または全部が換金されない可能性があります。
比較的流動性の低い有価証券の市場は、比較的流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を投資先ファンド投資証券のような比較的流動性の低い有価証券へ投資することにより、受益者が望む価格および時期に受益証券を現金化できないリスクもあります。

流通市場の不存在

受益証券の流通市場の存在は想定されていません。したがって、受益者は、所定の手続および制限に従った買戻しによってのみ、受益証券を処分することができます。受益証券の買戻しを請求する受益者は、保有する受益証券に帰属する純資産総額が該当する買戻通知の日付から該当する買戻取引日までの期間中に下落するリスクを負います。

投資先ファンドの投資目的の達成、投資リターンの無保証

投資先ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。投資先ファンドがリターンを得ること、またはそのリターンが投資のリスクに見合ったものになるという保証はありません。ファンドへの投資は、投資額のすべてを失う可能性があります。投資先ファンドに関連する投資事業体の過去のパフォーマンスは必ずしも投資先ファンドの将来のパフォーマンスを示唆するものではなく、投資先ファンドの予測または目標リターンが達成される保証はありません。

投資の集中

ファンドは、資産の大部分を投資先ファンドに投資するため、投資先ファンドにおいて発生した損失はファンドに重大な悪影響を及ぼします。

投資先ファンドへの依存

ファンドの投資目的に沿った運用を行うためには、投資先ファンドに継続的に投資する必要があります。投資先ファンドは償還もしくは解散する可能性があり、またはその他の理由でファンドが投資先ファンドに投資できなくなる可能性があります。

第三者の運用への依存

投資先ファンドのパフォーマンスはモニターされるものの、ファンドは、投資先ファンド投資顧問会社の運用チームの技能および専門性に大部分を依拠します。投資先ファンド投資顧問会社が投資先ファンドの運用を継続して行うことの保証はなく、または投資先ファンド投資顧問会社の運用が継続して成功する保証はありません。
ファンドのリターンは、投資先ファンド投資顧問会社の取組みおよびパフォーマンスにその大部分を依存し、投資先ファンド投資顧問会社およびその従業員の成績不振により著しい悪影響を受ける可能性があります。ファンドの投資運用会社またはその他の業務提供者はいずれも、投資先ファンドの日々の運用において役割を持たず、投資先ファンド投資顧問会社が行う具体的な投資または運用上の意思決定を承認する権限を持ちません。さらに、一般に、投資先ファンドの成績が不振であっても、ファンドは、投資先ファンドへの投資をやめることはできません。ファンドの投資運用会社および投資助言会社は、投資先ファンドおよび投資先ファンド投資顧問会社のパフォーマンス履歴や投資先ファンドの投資戦略等の基準に基づいて投資先ファンドを評価するよう努めるものの、それらが将来のパフォーマンスの信頼できる指標になるとは限らず、また投資先ファンド投資顧問会社、その主要人物、または投資先ファンドの投資戦略は、ファンドの同意なしに随時変更される可能性があります。

ファンドの投資リスク②

費用の重層構造

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資収益性に応じた成功報酬および運用報酬を適宜支払い、投資先ファンドの資産から管理報酬およびその他の費用を支払いますが、これらはすべて、投資先ファンドのその他の費用に加え、投資先ファンドの投資者によって間接的に負担されます。これにより、受益者が負担する費用は、投資先ファンドに直接投資した場合より増大することとなります。

投資先ファンドの戦略は成功しない可能性があること

投資先ファンドの戦略が実行され、その投資目的が達成され、または投資先ファンドがその投資元本を回収できるという保証はありません。

実質的に資産の大部分を投資先ファンドに投資すること

ファンドに関するリスクに加え、ファンドは実質的に資産の大部分を投資先ファンドに投資し、投資先ファンドを通じて投資プログラムを実行するため、投資予定者は、投資先ファンドへの投資に伴うリスクも慎重に考慮すべきです。ファンドのリターンは、投資先ファンドへの間接投資におけるパフォーマンスにほぼ完全に依存し、投資先ファンドがその投資目的および投資戦略を実行できるという保証はありません。ファンドが投資先ファンドへの投資者として負担する費用（例えば、投資先ファンドの資産ベース運用報酬、設立費用、投資費用、運用費用、ならびに投資先ファンドへの投資者が負担するその他の費用および債務）に追加される、ファンドの継続的運用費用の一部は、通常、ファンドおよび受益者によって負担され、受益者に対するリターンは、かかる負担に対応する影響を受けます。かかるファンドの追加費用により、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドに比べて低下します。ファンドは投資先ファンドへの投資者となりますが、ファンドへの投資者自体は投資先ファンドへの投資者とはならず、投資先ファンドに対し直接何らかの権利を行使する、または投資先ファンドもしくはそれらの関連会社に対し直接請求権を主張する権利を有することにはなりません。管理会社は、投資先ファンドの投資運用会社または投資顧問会社ではなく、投資先ファンドの取引戦略または取引方針に対していかなる支配権も有しません。ファンド、管理会社およびそれらの関連会社のいずれも、投資先ファンドの運営に関与することはなく、投資先ファンドの運営戦略および運営方針に対する支配権を持つことはありません。ファンドは、投資先ファンド投資顧問会社の判断ミス、過失または不正行為のリスクにさらされます。

ファンドと投資先ファンドのパフォーマンスが異なる可能性

ファンドは実質的に資産の大部分を投資先ファンドに直接または間接的に投資しますが、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのリターンと同一とはなりません。ファンドへの投資に適用されるコストおよび費用（あらゆる報酬を含みます。）があるため、ファンドの成績は必ず投資先ファンドのパフォーマンスを下回ることになります。さらに、その他の様々な要因（投資先ファンドに投資されないファンドの現金準備金の規模を含みますが、これに限られません。）が、ファンドのパフォーマンスと投資先ファンドのパフォーマンスとの間の乖離の原因となる可能性があります。ファンドのパフォーマンスと投資先ファンドのパフォーマンスとの間には、随時かつ経時的に乖離が生じ、その乖離は、特定の状況において重大となる可能性があります。

金利に関するリスク

債券価格は、金利の変動に基づき変動することがあります。一般的に、金利の上昇局面では、債券価格は下落する傾向があります。一方、金利の低下局面では、債券価格は上昇する傾向があります。

投資先ファンドは金利の変動に関連するリスクにさらされます。金利の上昇は、投資先ファンドの投資対象の価値に影響を与え、投資先企業によるローンの定期的な支払いを困難にする可能性があります。投資先ファンドの投資先企業が債務を満期時もしくは満期前に返済もしくは借り換えできない場合、または投資先企業が契約金利の上昇後に継続的な支払いを行うことができない場合、投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

レバレッジに関するリスク

投資先ファンドは投資資金を借入金で調達するため、投資金額に対する潜在的利益または損失は高まりかつ増大し、また投資先ファンドへの投資リスクが増大する可能性があります。

評価リスク

投資持分の評価値は、評価頻度が低いこと、時価評価できない場合があること、実質的な投資対象であるプライベート・クレジット商品の正確な評価が難しいこと、その他の理由により、真の価値を正確に反映していないおそれがあります。そのため、純資産総額および（受益証券の申込みまたは買戻しの価格を決定するために使用される）受益証券1口当たり純資産価格は、正確な評価が行われた場合よりも少額または多額となる可能性があります（以下、このような正確な評価が行われた場合の受益証券1口当たり純資産価格を「真の受益証券1口当たり純資産価格」といいます。）。投資持分の評価が不正確であった場合、受益者は、真の受益証券1口当たり純資産価格に対して割安または割高な価格で受益証券を取得したり、買い戻したりするおそれがあり、当該受益者または他の受益者に利益または不利益をもたらす可能性があります。

その他留意事項

ファンドは、投資先ファンド投資証券の解約申込みを行うことにより、受益者からの換金（買戻し）申込みに対応します。投資先ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の5％を上限とする解約制限があり、また投資先ファンド投資顧問会社には解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資先ファンド投資証券の流動性は限定的です。なお、投資先ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は投資運用会社と協議の上、換金（買戻し）の申込みの全部を取り消すこと、または一部を制限することができます。また当該事由が解消しない場合等には換金（買戻し）の申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

お申込みメモ

購入の申込期間	※毎月1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分が、その月の評価日の1口当たり純資産価格での購入となります。 「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、日本およびケイマン諸島の銀行が営業を行っている日(各土曜日、日曜日、聖金曜日および12月24日を除きます。)、および／または投資運用会社との協議の上、随時管理会社が決定する(合理的に可能な場合には事前に代行協会員に通知する)その他の日をいいます。 「評価日」とは、毎月の最終暦日および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。
購入(申込み)単位	1,000口以上1口単位
購入(申込み)価格	申込みに対応する評価日における1口当たり純資産価格 原則として評価日の20投資先ファンド営業日後の日の5ファンド営業日後の日(および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)の翌国内営業日に公表されます(以下「国内購入約定日」といいます。)。 「投資先ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日もしくはニューヨーク州の銀行機関が法律または行政命令により休業が認められている、または義務付けられているその他の日以外の日をいいます。
購入(申込み)代金	国内購入約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額と購入時手数料をお支払いください。 ※円貨で支払われた場合における外貨への換算は、国内購入約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。
換金(買戻し)の申込可能日	3月、6月、9月および12月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分がその月の評価日の1口当たり純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格での換金(買戻し)となります。
換金(買戻し)単位	原則として1口単位
換金(買戻し)価格	申込みに対応する評価日における1口当たり純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格 原則として評価日の2か月後の月初6投資先ファンド営業日目の日の8ファンド営業日後の日(および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)の翌国内営業日に確認できます(以下「国内換金約定日」といいます。)。
換金(買戻し)代金	国内換金約定日から起算して4国内営業日目からお受け取りいただけます。 ※円貨で支払われる場合における外貨からの換算は、国内換金約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。
申込締切時間	原則として午後3時(日本時間)まで
換金(買戻し)制限	投資先ファンドにおいて、前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の5%を上限とする解約制限が設けられています。この解約制限やその他の理由に基づき、投資先ファンド投資顧問会社の判断により、投資先ファンドへの申込みの一部または全部が換金されない可能性があります。なお、投資先ファンドにおいて解約制限が実施された場合、管理会社は投資運用会社と協議の上、換金(買戻し)の申込みの全部を取り消すこと、または一部を制限することができます。翌四半期以降に換金(買戻し)を行う場合には再度お申込みが必要です。また、1口当たり純資産価格の決定が停止されている間は換金(買戻し)も停止します。
購入・換金申込受付の中止および取消し	受託会社は、自己の裁量において、以下の状況を含むいかなる理由によっても、受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／またはファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができます。 (a)ファンドがその投資対象資産を評価または処分することが合理的に実行可能でなくなるか、ファンドの受益者に対し著しい不利益を及ぼすことになる、緊急事態またはその他の状態を構成すると受託会社が判断する状況が存在する期間 (b)ファンドの直接的または間接的な投資対象資産の価格もしくは価値を決定するために通常用いられる手段が使用不能な期間、または、その他の何らかの理由により、ファンドが(直接的または間接的に)保有する投資対象資産の価格もしくは価値を合理的に速やかにかつ正確に確認できない期間 (c)投資対象資産の現金化または取得に伴う資金の移動を、通常の為替レートで行うことができないと、管理会社との協議の上で受託会社が判断する期間 (d)受託会社が、ファンド、受託会社、管理会社もしくはそれらの関連会社、子会社、共同経営者またはファンドのその他のサービス・プロバイダーに関し、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止が必要であると判断した期間
信託期間	ファンドは2035年6月29日に終了します。 (管理会社は投資運用会社と協議の上、信託期間を延長することがあります。なお、ファンドの設定日は2025年6月30日です。)
繰上償還	ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合、償還します。 (a)登録された受益者による決議により繰上償還が可決された場合 (b)ケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのトラストのケイマン諸島金融庁(CIMA)による免許またはその他承認が無効または不利に変更された場合 (c)受託会社が、管理会社との協議の上、ファンドを継続することが現実的でなくもしくは望ましくなく、またはファンドの受益者の利益に反すると判断した場合 (d)受託会社の辞任または管理会社の解任もしくは辞任に際し、適切な代替者または受託会社もしくは管理会社の承継者がいない場合 また、ファンドは、 (ⅰ)設定日(2025年6月30日)より3年経過後のいずれかの時点で、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、投資運用会社と協議の上で管理会社の裁量により、または (ⅱ)投資先ファンドの償還後、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定した日 に償還します。

お申込みメモ

決算日	毎年9月30日
収益分配	毎月末の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。ただし、投資運用会社の裁量で収益の分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	信託金の限度額は、定められていません。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了（毎年9月30日）およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過、およびファンドが保有する資産の内容等を記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて日本の知れている投資者に書面または日本における販売会社が別途告知する電磁的方法により提供されます。運用報告書（全体版）は電磁的方法により代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。米国の市民または居住者等はファンドをご購入いただくことができません。詳細は請求目論見書をご参照ください。

ファンドの費用

※詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用	購入時手数料	1万口未満　：3.30%（税抜3.0%） 1万口以上3万口未満　：1.65%（税抜1.5%） 3万口以上　：0.55%（税抜0.5%） 購入時手数料は、販売会社による商品および関連する投資環境の説明や情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価として、購入時に頂戴するものです。
	買戻手数料	ありません。
	信託財産留保額	申込みに対応する評価日の1口当たり純資産価格に0.3%の率を乗じて得た額を、換金（買戻し）時にご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	運用管理費用（管理報酬等）の合計	純資産総額に対して年率1.37%（ただし、最低報酬が適用される場合があります。） （ただし、下記のその他の費用・手数料もファンドの信託財産から支払われます。）
	ファンドを通じて間接的に負担する投資先ファンドの費用	【管理報酬】 年率1.25% 【成功報酬】 インカム成功報酬：各四半期に発生した投資先ファンドのインカム・ゲインから費用を控除した額の12.5%（ハードルレート年率5%を超過した場合。キャッチアップ条件あり。） キャピタル・ゲイン成功報酬：投資先ファンドの実現キャピタル・ゲインから実現・未実現損失および支払済みキャピタル・ゲイン成功報酬を控除した額の12.5%
	実質的な負担	純資産総額に対して年率2.62%＋投資先ファンド投資顧問会社の成功報酬 ※上記はファンドが投資先ファンドを高位に組入れた状態を想定しています。
	その他の費用・手数料	ファンドの設立費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率もしくは上限額等を事前に表示することができません。

手数料および費用等の合計額および上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なるため事前に表示することができません。

投資信託ご購入の注意

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
●お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
●当ファンドは、実質的に海外のプライベート・クレジット商品等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、市場環境、組入証券の発行者に係る信用状況等の変化により1口当たり純資産価格は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
●投資信託は
1.預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
2.購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3.投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

ファンドの関係法人

＜管理会社＞
エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド
2008年11月3日にバミューダ諸島において設立されました。
ファンドの資産の運用、管理、およびファンドの受益証券の発行、買戻し等の業務を行います。
2026年4月末日現在、資本金の額は462,000米ドル(約7,410万円)、発行済株式総数は140株です。
(注)米ドルの円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル＝160.39円)によります。

＜投資運用会社＞
アセットマネジメントOne株式会社
ファンドに関する投資運用業務を行います。

＜投資助言会社＞
アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社
投資運用会社に対する投資助言業務を行います。

＜受託会社＞
CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド
ファンドの資産の受託業務を行います。

＜管理事務代行会社／保管会社＞
ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店
管理事務代行業務、登録業務および名義書換事務代行業務を行うとともに、保管業務を行います。

＜代行協会員／日本における販売会社＞
みずほ証券株式会社
代行協会員業務を行うとともに、日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

お申込みにあたっては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

MIZUHO みずほ証券

商 号 等：みずほ証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号
加入協会：日本証券業協会　一般社団法人資産運用業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本STO協会

■管理会社
エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

■投資運用会社

Asset Management One アセットマネジメントOne

商 号 等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会